

「社会人としての心得」

伊敷公民館主査 永井博文

私は教員籍ですが、大学卒業後は民間会社に3年間勤務しました。半導体関連の会社に営業として就職したのですが、最初に上司から教えられたのが「電話対応」でした。特に電話を切る時の対応は厳しく注意されました。受話器は耳元にあてたままで、相手の「ガチャ」という音が聞こえるまでは、自分から絶対に電話を切ってはいけない、と繰り返し指導されていました。営業職はお客様相手の仕事、取引先との信頼関係づくりの第1歩として頻繁に使うであろう電話での対応は大切にということを実時の上司は伝えたかったのかもしれない。

社会人として初めに教わったこのことは、25年たった今でも私の心に沁みついています。電話は相手の顔・姿が見えないため余計に気をつけなければなりません。言葉一つで相手を不快にさせることもあります。だから、公務員となった今、この経験を現在の職員、学校の職員に伝えるようにしています。


勤務していた会社の上司、先輩とは今でも年賀状のやりとりをしています。「教師として子供たちのためにしっかり頑張れ!」と激励の言葉をいつも頂きます。私にとって出発点となった会社勤務は、社会人としての心得を教えて頂いたかけがえのない貴重な3年間でした。



【令和5年度 伊敷地域総合文化祭】

大会テーマ「共に学び 共に育てる 伊敷の文化」

4年ぶりに舞台発表と展示発表の両方を行う伊敷地域総合文化祭は、11月18日(土)、19日(日)の両日、次のとおり実施いたします。バザーや飲食コーナーなどは、実施せず持続可能でコンパクトな文化の祭典になりそうです。当日は、ぜひ御来場いただき、伊敷の文化の薫りを楽しんでいただきたいと思います。なお、ロビーでの作品展示は、18日(土)から23日(木)まで行っています。こちらの方も是非ご覧ください。

1日目 11月18日(土曜日)	2日目 11月19日(日曜日)
◎ リバーサイド・コンサート 9:00~11:00 公民館体育館	◎ 舞台発表 9:30~12:00 公民館体育館
◎ 幼・小・中の合奏・合唱	◎ 各校区。自主学习Gの舞踊・合唱等
◎ 作品発表(体育館・ロビー) 9:00~17:00	◎ 作品発表(体育館・ロビー) 9:00~12:00
展 示 団 体・・・地域内小中学校・まちづくり協議会、公民館自主学习グループ	
○ 関連イベント「あったかお話し会」 11月18日(土) 11:00~12:00 申込み・お問い合わせは図書室まで	※ 駐車場が少ないため、なるべく乗り合わせ等でおいでください。 

【後期公民館講座 実施中です！】

10月10日から、今年度最後の公民館講座を実施しています。全13講座に420名を超える応募をいただき、大変有り難く、うれしく思っています。さらに皆様方のご要望に叶う講座を目指してまいります。来年度の講座もお楽しみに。

《受講生の感想》

- 一年振りの講座に参加させて頂きました。開講式、腹式呼吸法、発声練習からの群読と楽しいひとときでした。 「いきいき脳活性朗読塾」
- 物やサービスを購入することは法的行為にあたるということに衝撃を受けた。自立した消費者になれるよう周りの方々と学んで行きたい。 「いきいき大学」
- 先生のやさしい言葉、分かりやすい表現で2時間体がゆったりして、また次の時間が楽しみになりました。 「ゆうゆう気功」



<ご存じですか？レファレンスサービス！>

伊敷公民館図書室には、約3万冊の本があります。それらの本は、自由に利用していただいているのですが、探すのに困る場合、利用者のお問い合わせに応じ、本の紹介や検索のお手伝いをする“レファレンス”というサービスを行っています。

例えば「特定の材料を使った料理の作り方を知りたい」「バッグを作るときの型紙を探している」といったことから「今度やることになった競技のルールを知りたい」など、様々なお問い合わせに対して、それらの情報が載っている本を探して提供しています。

さらに、本館に適切な本がない場合は、市立図書館や他館の図書館の蔵書まで調べてなるべく利用者の希望に添った形でご紹介させていただいています。

本の返却時に「役に立った。」と言われると、とても嬉しい気持ちになります。

ネットも手軽で良いのですが、“読書の秋”です。環境、歴史、手芸、絵画、料理、スポーツなど、あなたに必要な本と一緒に探しませんか？様々な調べ物に、図書室の本を参考にして、知的好奇心を満たしましょう。

11月は「児童虐待防止推進月間」です！

11月は「児童虐待防止推進月間」に位置づけられています。今年度からこども家庭庁が、オレンジリボン運動として児童虐待のない社会を目指します。

今なお、繰り返し報道される児童虐待は、被害者である子供たちの心身の成長に大きな影響を与えるだけでなく、その生命をも奪ってしまう可能性がある許されざる行為です。児童福祉法では「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、都道府県の設置する～中略～通告しなければならない。」とあります。

あなたの気付きや通告で救われる子供の命があります。子供を虐待から守るのに理由はいりません。「もしかして」と思ったら、迷わず連絡してください。

【最優秀キャンペーン標語】あなたしか気づいてないかも そのサイン

- ※ 鹿児島市こども家庭支援センター 099-808-2665
- 鹿児島県中央児童相談所 099-264-3003

